

宮古市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
22年度	人 59,636	千円 29,512,783	千円 448,174	千円 5,248,648	% 17.8	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

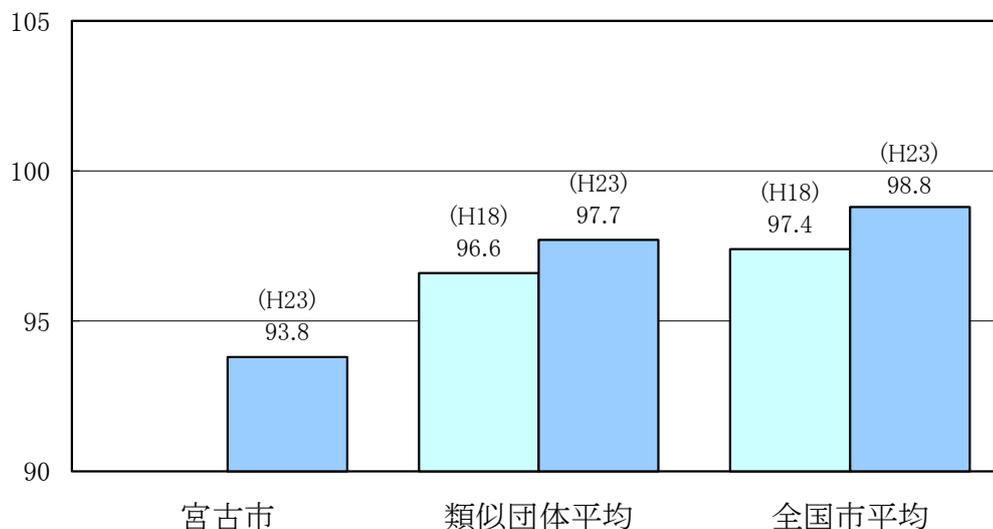
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 575	千円 2,177,706	千円 377,731	千円 795,148	千円 3,350,585	千円 5,827	千円 5,959

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

1. 平成17年6月6日、1市1町1村の新設合併（宮古市、田老町、新里村）
2. 平成22年1月1日、川井村を編入合併

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 宮古市は、市町村合併を行っているため、5年前との比較を行うことができない。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮古市	43.0 歳	316,444 円	387,430 円	341,956 円
岩手県	43.5 歳	325,802 円	382,695 円	361,543 円
国	42.3 歳	327,205 円	- 円	397,723 円
類似団体	43.7 歳	332,547 円	401,218 円	362,919 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮古市	46.0 歳	92 人	297,082 円	329,674 円	312,734 円	-	-	-	-
うち 清掃職員	45.5 歳	19 人	293,316 円	326,987 円	316,185 円	廃棄物処理業 従業員	44.6 歳	290,600 円	1.13
うち 用務員	46.7 歳	31 人	300,790 円	314,746 円	308,291 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.50
うち 自動車運転手	46.8 歳	18 人	300,371 円	379,638 円	327,377 円	自家用乗用自 動車運転者	61.2 歳	216,000 円	1.76
うち その他	44.9 歳	24 人	292,807 円	313,611 円	304,758 円	-	-	-	-
岩手県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
国	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
類似団体	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮古市	5,170,509 円	-	-
うち 清掃職員	5,164,928 円	4,035,300 円	1.28
うち 用務員	4,968,771 円	2,943,200 円	1.69
うち 自動車運転手	5,800,632 円	2,771,300 円	2.09
うち その他	4,960,482 円	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		宮古市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成23年4月1日現在）

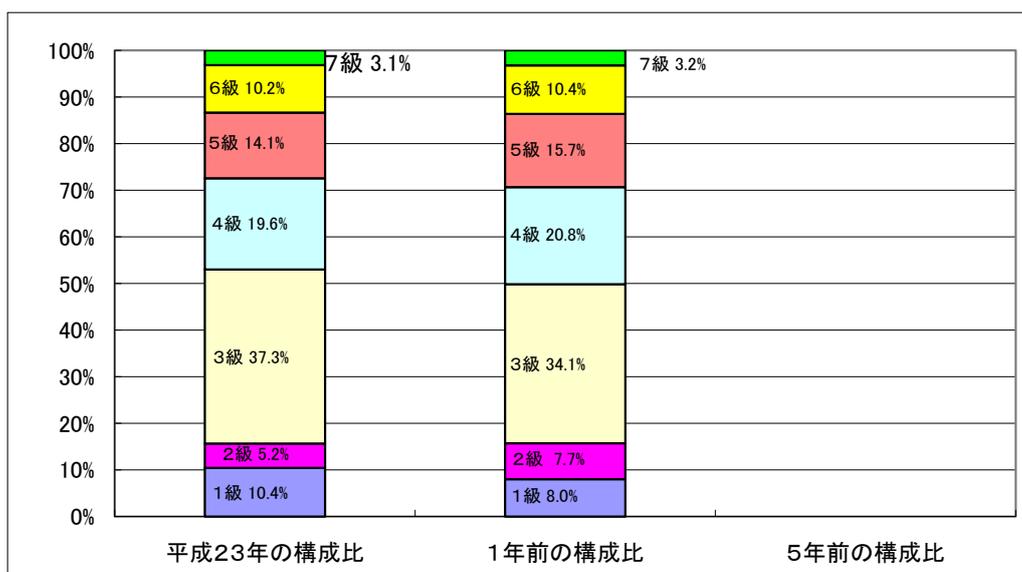
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,875 円	279,257 円	341,350 円
	高校卒	215,486 円	253,700 円	288,560 円
技能労務職	高校卒	200,775 円	223,350 円	262,490 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	12 人	3.1 %
6 級	課長・主幹	39 人	10.2 %
5 級	副主幹	54 人	14.1 %
4 級	主査	75 人	19.6 %
3 級	主任	143 人	37.3 %
2 級	主事	20 人	5.2 %
1 級	主事	40 人	10.4 %

(注) 1 宮古市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
(注) 5年前の構成比は合併前であり、宮古市が7級制、旧川井村が6級制と異なるため合算できません。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、一部を除いて昇給区分に差をつけなかった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮古市	岩手県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,377 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,640 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.29 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成22年度は、人事評価が未実施であるため、成績率に差をつけず、一律の支給(6月 67/100、12月 62/100)を行った。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

宮古市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 勸奨退職時特別昇給(昇給の号給数は4~8号) 1人当たり平均支給額 — 千円 24,051 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		3,009 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		1,003,005 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
大阪市	15 %	0 人	15 %
名古屋市	12 %	0 人	12 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
医師及び歯科医師	15 %	3 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	27,468 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	137,341 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	31.7 %		
手当の種類(手当数)	13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	市税の賦課・徴収業務	月額 2,200円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症等の病原体等への防疫作業	日額 420円
社会福祉業務手当	福祉事務所の現業を行う職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司	ケースワーカーの業務	月額 6,500円
社会福祉施設勤務手当	保育所、児童館に勤務する職員	児童の養護に関する業務	月額 2,100円
医師手当	診療所の医師、歯科医師	診療、検診、病理、細菌の検査等の業務	月額 所長 240,000円 副所長 150,000円
夜間看護等手当	診療所に勤務する看護師、准看護師等	深夜の看護業務	1回につき 4時間以上 3,300円 2時間～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
医学研究手当	診療所の医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究業務	月額 医師 500,000円以内 歯科医師 150,000円以内
往診手当	診療所に勤務する医師、看護師、介助者	往診業務	医師 往診料の50/100 看護師、介助者 往診料の10/100
死体処理手当	福祉事務所の現業を行う職員、感染症の防疫に従事する職員、診療所の看護師、補助者	行旅死亡人、感染症等による死亡者の処理、診療所での死亡者の処置業務	1体につき 行旅死亡人、感染症等の死亡者の処理 1,700円 診療所での死体の処置 1,500円
特殊自動車運転手当	運転技士	特殊自動車の運転業務	日額 作業時間3時間以上 250円 作業時間3時間未満 125円
滞納処分従事手当	税務担当職員	市税の滞納処分業務	1件につき 330円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	日額 180円
保健業務手当	保健師、看護師、准看護師	保健、予防業務	月額 1,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	207,297 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	354 千円
支給実績(平成21年度決算)	180,488 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	— 千円

(注) 平成21年度は年度途中の合併のため1人当たり平均支給年額は非表示

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場 合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,0 00円が加算される。	同じ	—	75,600 千円	239,240 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を 負担している場合、家賃の額に 応じ月額27,000円まで	同じ	—	23,295 千円	250,488 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ 月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応 じ月額35,000円まで	異なる	交通機関 等利用者の 限度額並び に自家用車 等利用職員 の通勤距離 区分と支給 額	51,974 千円	99,197 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	—	27,406 千円	55,931 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	異なる	国: 勤務1時間当 たりの給与額 の算定に、初 任給調整手 当、月額で 定められる特 殊勤務手当 を含まない。	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務 した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	1,786 千円	68,707 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ～54,500円		国: 俸給の特別 調整額として 支給	26,915 千円	538,300 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必 要により、週休日、休日に勤務した場 合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧のため、国 又は他の地方公共団体等から派遣さ れた職員に支給 1日につき3,970円～6,620円			0 千円	0 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用さ れた職員に対して支給 月額410,900円以内	異なる	国: 医療(一)の 適用者以外 も対象とな りうる	13,807 千円	4,602,400 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむ を得ず配偶者と別居することとなった 職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加 算有り)	同じ	—	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市区町村長	664,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	(830,000 円)	990,000 円	500,000 円		
	副市長	603,000 円	802,000 円	395,000 円	
	(670,000 円)				
収入役	— 円	— 円	— 円		
(— 円)					
報 酬	議長	401,000 円	690,000 円	359,000 円	
	(円)				
	副議長	339,000 円	620,000 円	295,000 円	
(円)					
議員	320,000 円	560,000 円	273,000 円		
(円)					
期 末 手 当	市区町村長	(平成22年度支給割合)			
	副市長 収入役	2.95	月分		
議 長 副 議 長 議 員	議長	(平成22年度支給割合)			
	副議長 議員	2.95	月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×42.5/100×在職月数	16,932,000円	任期ごと	
	収入役	給料月額×24.5/100×在職月数	7,879,200円	任期ごと	
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 平成17年6月6日の市町村合併後は、収入役の職を置いていない。
4 減額措置は、平成23年4月分が対象。

7 職員数の状況

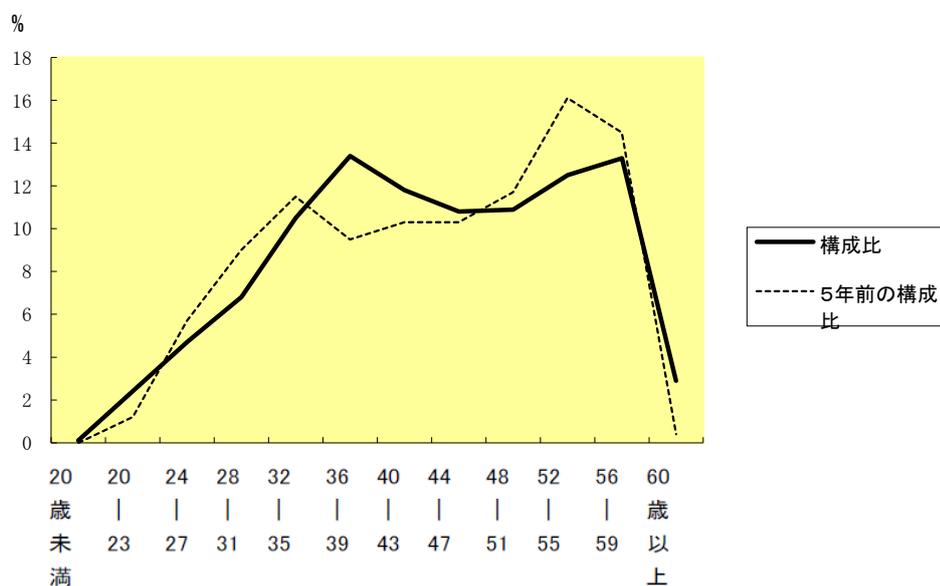
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	6	6	0	定期人事異動前の一時的な欠員不補充 定期人事異動前の一時的な重複配置 定期人事異動前の一時的な重複配置 定期人事異動前の一時的な重複配置 建築業務の充実、定期人事異動前の一時的な重複配置 定期人事異動前の一時的な欠員不補充
		総務	139	138	-1	
		税務	42	43	1	
		労働	0	0	0	
		農水	42	43	1	
		商工	21	22	1	
		土木	58	64	6	
		民生	113	112	-1	
		衛生	60	60	0	
	計	481	488	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.74 人)	
教育部門	95	94	-1	業務見直し縮小		
消防部門	0	0	0			
小 計	576	582	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.49 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	27	30	3	診療所業務の充実	
	水道	29	28	-1	職員死亡に伴う一時的な欠員不補充	
	下水道	11	10	-1	定期人事異動前の一時的な欠員不補充	
	その他	28	29	1	定期人事異動前の一時的な重複配置	
	小 計	95	97	2		
合 計	671	679	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.86 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む。)である。
2 []内は、条例定数(教育長を除く。)の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	16人	32人	46人	71人	91人	80人	73人	74人	85人	90人	20人	679人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	551	528	506	497	481	488	▲ 63 (▲ 11.4%)
教育	117	114	108	98	95	94	▲ 23 (▲ 19.7%)
消防							
普通会計計	668	642	614	595	576	582	▲ 86 (▲ 12.9%)
公営企業等会計計	111	106	99	98	95	97	▲ 14 (▲ 12.6%)
総合計	779	748	713	693	671	679	▲ 100 (▲ 12.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 平成18年～平成21年は新宮古市、旧川井村の合計。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 1,467,354	千円 135,776	千円 188,501	% 12.8	% 10.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 29	千円 121,981	千円 22,522	千円 43,998	千円 188,501	千円 6,500	千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 平成17年6月6日、1市1町1村の新設合併（宮古市、田老町、新里村）
- 平成22年1月1日、川井村を編入合併
- 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	48.0 歳	355,349 円	553,012 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,592 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,393 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.29 月分 (0.65)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.29 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

団体平均(1人当たり平均支給額)=1,510千円

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	25,394 千円

団体平均(1人当たり平均支給額)=14,981千円

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
該当手当なし	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		394 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		43,809 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		31.0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	右記の業務に従事する職員	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	1件 330円
劇薬物取扱手当	右記の業務に従事する職員	劇薬物を取り扱う業務	1日 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	14,784 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	569 千円
支給実績(平成21年度決算)	7,332 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	- 千円

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	-	5,417 千円	246,205 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	-	1,110 千円	277,500 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額35,000円まで	同じ	-	1,977 千円	82,383 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	-	105 千円	21,000 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ~54,500円	同じ	-	1,303 千円	434,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により、週休日、休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加算有り)	同じ	-	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 2,498,770	千円 147,108	千円 72,779	% 2.9	% 2.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 11	千円 48,230	千円 7,217	千円 17,332	千円 72,779	千円 6,616	千円 6,380

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 平成17年6月6日、1市1町1村の新設合併（宮古市、田老町、新里村）
- 平成22年1月1日、川井村を編入合併
- 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	50.9 歳	382,346 円	554,624 円
団体平均	44.5 歳	358,932 円	530,720 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業				宮古市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(平成22年度)				1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,560 千円				1,393 千円			
(平成22年度支給割合)				(平成22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.29 月分		2.60 月分		1.29 月分	
(1.45)月分		(0.65)月分		(1.45)月分		(0.65)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

団体平均(1人当たり平均支給額) = 1,494千円

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

下水道事業					宮古市(一般行政職)				
(支給率)	自己都合	勸奨・定年			(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分			勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分			勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分			勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分			最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)					定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				
(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)					(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)				
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円					1人当たり平均支給額 - 千円 25,394 千円				

団体平均(1人当たり平均支給額) = 13,721千円

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
該当手当なし	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	3,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	329 千円
支給実績(平成21年度決算)	3,062 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	278 千円

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	-	2,286 千円	254,000 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	-	579 千円	289,500 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額35,000円まで	同じ	-	700 千円	77,811 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	-	34 千円	16,800 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ~54,500円	同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により、週休日、休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加算有り)	同じ	-	0 千円	0 円